

答申第133号

情報公開 答申 第133号

答申第133号

平成15年3月12日

神奈川県教育委員会 委員長 相吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会 会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年7月28日付けで諮問された教育庁経理課に係る会議等開催通知一部非公開の件（諮問第113号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成11年度及び12年度の実施機関に係る会議及び研修会に係る開催通知及び附属資料のうち、研修宿泊取扱業者の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成11年度及び12年度の実施機関に係る会議及び研修会に係る開催通知及び附属資料（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成12年7月13日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得ること及び法人の事業活動に関する情報であって、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

実施機関は、職員番号及び研修講師の職・氏名を、条例第5条第1号に該当するとして非公開としたが、職員番号は公務員の職務遂行の内容に関する情報であり、また、研修講師の職・氏名は開催通知に記載され広く公開されているものであって、いずれも非公開情報ではない。

イ 条例第5条第2号該当の点について

実施機関は、研修宿泊取扱業者の取引先金融機関に関する情報を条例第5条第2号に該当するとして非公開としたが、これらは「宿泊のご案内」や「大会及び総会要領」に記載されているもので、非公開情報ではない。

ウ その他

(ア) 実施機関は、本件行政文書の原本を公開すべきである。

(イ) 実施機関は、条例に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与を行わずに本件処分を行ったが、これが非公開情報に該当しないため通知の必要がないと判断した結果であるならば、審査会は実施機関に本件行政文書を公開するよう求めるべきである。

(ウ) 実施機関は、情報公開を受ける県民が、公開請求により得た情報を不適正に使用するのではないかと疑って、非公開と判断すべきではない。

3 実施機関（教育庁管理部経理課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成11年度及び12年度の実施機関に係る会議及び研修会に係る開催通知及び附属資料である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 職員番号は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人の本県採用年度等を推測できる情報であり、公開することにより特定の個人を識別し得るとともに個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 研修講師の職・氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

ウ 職員番号及び研修講師の職・氏名については、条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

研修宿泊取扱業者の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）については、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、法人の取引状況を推測できる情報であり、公開することにより当該法人の利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。また、同号ただし書には該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成11年度及び12年度の実施機関に係る会議、研修会

に係る開催通知及び附属資料である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められた場合に限り、この点に触れることとする。

(ウ) 本件行政文書に記載された職員番号及び研修講師の職・氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(ア) 本件行政文書に記載された職員番号及び研修講師の職・氏名は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエに該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

本件行政文書のうち、研修講師の職・氏名については、民間企業の従業員に関する情報であり、本件行政文書に係る研修が対象者を新任

課長代理級職員に限った内部研修であって、一般県民を対象とした講習会等とは性格を異にしていることなどを考慮すると、当該情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とまでは認められず、当該情報は同号ただし書イには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

本件行政文書に記載された職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の県採用年度等を推測することができる情報である。

以上のことからすると、職員番号は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件口座番号等は、宿泊代金の送金先を指定する趣旨で、会議の開催要領中の送金先欄及び「宿泊のご案内」の支払方法欄に記載されたものである。したがって、本件口座番号等は、法人等に関する情報であると認められる。

(ウ) 法人等の取引先金融機関における口座番号等に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報であって、当該法人等が知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられる。

しかしながら、当該法人等において当該情報を現実にそのような意図の下に管理をしているとは認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

そこで、本件研修宿泊取扱業者における本件口座番号等の情報管理について検討する。

(工) 一般的な宿泊取扱業者の業務の態様としては、不特定多数の者が常に新規にその顧客となり得るのが通例であることからすると、宿泊取扱業者が宿泊案内等に代金送金先の口座番号等を記載しているか又はこれを記載することを容認しているものと認められる場合には、通常、当該情報を内部限りで管理することよりも、代金決済の便宜を優先させているものと考えられる。そして、不特定多数の顧客に当該情報が

知られることを容認して、そうした状態に置いているものと言うことができる。

本件口座番号等は、本件研修宿泊取扱業者が宿泊案内等に記載して交付したものであり、このような情報管理の実態にかんがみれば、代金送金先の口座番号等を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した文書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そして、本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

(オ) 以上のことからすると、本件口座番号等は、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成12年7月28日	○諮問
8月8日	○実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9月5日	○実施機関から非公開等理由説明書を受理
9月14日	○不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10月16日	○不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成14年8月7日 (第13回部会)	○審議
9月3日	○指名委員により、不服申立人から意見を聴取 ○指名委員により、実施機関の職員から非公開等

	理由説明を聴取
10月17日 (第15回部会)	○審議
平成15年 2月4日 (第19回部会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職又は前職	備考
川島 志保	弁護士（横浜弁護士会）	
小林 重敬	横浜国立大学教授	会長職務代理者
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部会員
千葉 準一	東京都立大学教授	
堀部政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成15年3月12日現在) (五十音順)

このページに関するお問い合わせ先

政策局 政策部情報公開広聴課

[政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[政策局 政策部情報公開広聴課](#)です。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007